



# 老後にかかる 不安や悩み ご相談ください

ベストファームグループには司法書士や行政書士、税理士などの専門家が在籍。  
終活に関してご相談いただければ窓口一本で各専門家と弊社スタッフが連携し、  
みなさんの終活を包括的に支援いたします。

グループ全体  
相談実績  
**82,000件**  
以上

※2005年1月～2023年12月までの  
グループ全体のお問合せ実績

## 終活でお悩みなら、ベストファームグループにご相談ください

遺言書作成や相続税対策など、終活には法律が関わってくるので難易度が高く、法律の専門家に相談・依頼した方が確実です。

..... ベストファームが協力できること .....

- 相続・贈与・遺言
- 家族信託
- 身元保証

ベストファームでは、専門家が様々なご相談に親身にご対応いたします。

|                                                                                                                         |                                                                                                                          |                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>東京本店</b><br>〒103-0027<br>東京都中央区日本橋三丁目12番2号<br>朝日ビルディング3F<br>Tel.03-6261-0158 / Fax.03-6261-0159<br>司法書士 行政書士 宅地建物取引士 | <b>いわき店</b><br>〒970-8026<br>福島県いわき市平字童子町4番地13<br>Tel.0246-35-6233 / Fax.0246-35-6234<br>司法書士 行政書士 土地家屋調査士<br>税理士 宅地建物取引士 | <b>郡山店</b><br>〒963-0107<br>福島県郡山市安積三丁目101番地<br>Tel.024-937-3060 / Fax.024-937-3061<br>司法書士 行政書士 土地家屋調査士<br>税理士 宅地建物取引士 |
| <b>石川店</b><br>〒963-7836<br>福島県石川郡石川町塩沢字広畑44番地1<br>Tel.0247-26-7320 / Fax.0247-26-7325<br>司法書士 行政書士                      | <b>福島店</b><br>〒960-8018<br>福島県福島市松木町9番11号<br>松木町共栄ビル4F<br>Tel.024-529-5961 / Fax.024-529-5962<br>行政書士                    | <b>白河店</b><br>〒961-0856<br>福島県白河市新白河一丁目36番地<br>エスペランサY102号室<br>Tel.0248-21-7181 / Fax.0248-21-7182<br>行政書士             |
| <b>南相馬店</b><br>〒975-0004<br>福島県南相馬市原町区旭町一丁目10番地<br>Tel.0244-32-0901 / Fax.0244-32-0902<br>行政書士                          | <b>会津若松店</b><br>〒965-0037<br>福島県会津若松市中央一丁目4番15号<br>中央通りビル<br>Tel.0242-23-7961 / Fax.0242-23-7962<br>行政書士                 | <div>しかくと〇送付停止は<br/>こちらから</div> <div>右記のQRコードより<br/>アクセスしてください▶</div>                                                  |

品質は思いで決まる【ベストファーム】

**BEST FIRM**

☐ ベストファーム司法書士法人  
☐ ベストファーム税理士法人  
☐ 比佐善宣公認会計士事務所

詳しくはベストファームグループ総合受付フリーダイヤルへ

**0120-165-246**

☐ ベストファーム行政書士法人  
☐ ベストファーム土地家屋調査士法人  
☐ 一般社団法人 東京シルバーライフ協会

電話受付時間  
9時～19時  
(日曜定休)

☐ BF・H株式会社  
☐ ベストファームエステート株式会社  
☐ 一般社団法人 全国シルバーライフ保証協会

※ 2024年11月現在の情報です。

2024  
冬号

有資格者がお贈りする“暮らしにいいこと”マガジン

# しかくとまる

しかくい Column  
ベストファームグループから専門家ならではの暮らしに役立つ情報をお届けします。

MERRY  
Christmas

特集  
元氣な今が学び時  
身元保証サービスって何だろう？

身元保証会社とのトラブル回避のために  
トラブル事例で見る身元保証

ベストファームグループ代表 年末のご挨拶  
健康トピックス,etc...

## 高齢化社会と地方経済を支える 存在になることを目指します

ベストファームグループ

代 表

齊藤 浩一

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
日本はデフレからインフレによりやく移行しました。  
私どももこの流れに乗ってさらに成長を加速させたいと  
考えております。

私どもは個人事務所から始まり、合同事務所、手続きコ  
ンピニを経て、複数の土業が連携しワンストップでサー  
ビスを提供する「土業モール」へと変化をし、常に時代  
やお客様のニーズに応えるべく業態の進化を続けてきま  
した。

また上記に加えて事務業務を一か所に集約して行う「ラ  
ボ」を作りました。これにより効率化だけでなく、教育  
を一か所で集中的に行う体制の構築も行うことができま  
した。短期間での社員の成長・スキルアップをはかること  
ができ、高品質なサービスの提供を進めることができました。

事務業務の一括対応を進めたことで、お客様対応に特化  
した店舗「サテライト店」を2022年に4店舗出店す  
ることができました。これにより従来は対応することが  
難しいエリアであった福島・白河・会津若松・南相馬へ  
のサービス提供が可能となりました。

### 「土業モール&サテライトモデル」の全国展開を進めます

1つのエリアに基幹店舗となる土業モールがあり、同一  
県内の商圏が異なるエリアにサテライト店を出店してい  
くビジネスモデルは今までにない新たな業態です。これ  
からは、より多くのお客様にサービスが提供できるよう、  
このモデルを限定された地域だけでなく全国に展開を  
し、高齢化社会と地方経済を支える存在になることを目  
指します。今後は宮城県への出店を予定しております。

宮城県でもこの新しいビジネスモデルを成功させ、日本  
全国への展開を進めます。2025年はチャレンジの1年  
となります。グループ一丸となってチャレンジし、より  
良いサービスの提供を目指します。これからも土業サー  
ビスを中心とした関連するサービスの提供を通して社会  
に貢献できるよう勤めてまいります。

今後とも変わらぬご支援のほど宜しく願いいたします。



### 身元保証に関する政府の指針

#### 「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」

令和6年6月、政府は「高齢者等終身サポート事業  
者ガイドライン」の案を公表しました。終身サポー  
ト事業者とは、家族による生活支援が受けられない  
高齢者らに身元保証や死亡後の手続きサービスを提供  
する民間事業者のことで、このガイドラインはこれ  
らの事業者が守らなければならない指針をまとめた  
ものです。1人暮らしの高齢者の増加で、いわゆる  
「身元保証サービス」の提供事業者とその利用者が

増加している一方で、このような事業者やサービス  
を規定する法整備が整っていないことから、協議が  
進められてきたそうです。

#### そもそも

高齢者向けの身元保証サービスとはどんな  
サービスなのか、皆さんは答えることが  
できますか？

# 身元保証サービスとは？

高齢者の方が介護施設に入所したり、病院に入院したりする際に必要なのが「身元保証人」。

でも、家族が遠方にいたり、頼れる人がいない場合はどうすればいいのでしょうか？そんな時に役立つのが身元保証サービスです。このサービスでは、保証人の役割を専門の会社が代行し、介護施設や病院への手続き、緊急時の対応、さらには死後の手続きまでサポートしてくれるのが一般的です。各社提供内容が異なり、普段の見守りや健康相談などを行ってくれる事業者もあります。サービス内容は会社によって三者三様なのです。

「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」には、サービスの例として下表が記載されています。

## 身元保証等サービス

- 医療施設への入院の際の連帯保証
- 介護施設等への入所の際の連帯保証
- 入院・入所、退院・退所時の手続の代行
- 死亡又は退去時の身柄の引き取り
- 医療に係る意思決定の支援への関与
- 緊急連絡先の指定の受託及び緊急時の対応

## 死後事務サービス

- 死亡の確認、関係者への連絡
- 死亡診断書（死体検案書）の請求受領、火葬許可の市区町村への申請、火葬許可証及び埋葬許可証の受領、死亡届申請代行
- 葬儀に関する事務
- 火葬手続（火葬の申込み、火葬許可証の提示）に関する手続代行
- 収蔵（納骨堂）、埋蔵（墓処）、永代供養に関する手続代行
- 費用精算、病室等の整理、家財道具や遺品等の整理
- 行政機関での手続関係（後期高齢者医療制度資格喪失届、国民健康保険資格喪失届等）に関する代行
- ライフラインの停止（公共料金（電気・ガス・水道）の解約、インターネット・Wi-Fi等の解約、固定電話、携帯電話、NHK等の解約等）に関する手続代行
- 残置物等の処理に関する手続代行（遺品目録の作成、相続人等への遺品・遺産の引渡し）
- 墓地の管理や墓地の撤去に関する手続代行

## 日常生活支援サービス

### ① 生活支援関係

- 通院の送迎・付添い
- 買物への同行や購入物の配達、生活に必要な物品の購入
- 日用品や家具の処分
- 病院への入院や介護施設等への入所の際の移動（引っ越し）及び家具類の移動・処分
- 介護保険等のサービス受給手続の代行

### ② 財産管理関係

- 公共料金等の定期的な支出を要する費用の支払に関する手続代行
- 生活費等の管理、送金
- 不動産、動産等の財産の保存、管理、売却等に関する手続代行
- 預貯金の取引に関する事項
- 金融商品の解約・換価・売却等の取引に関する手続代行
- 印鑑、印鑑登録カード等の証書・重要書類の保管
- 税金の申告・納税・還付請求・還付金の受領に関する手続代行

これを見るとサービス内容が本当に幅広いことがわかります。今は元気で全部自分で出来ることばかりだと思いますが、いつか出来なくなったときにこういったサービスが受けられるのは心強いですね。

## 入院や施設入居で 身元保証人が 求められるのはなぜ？

入院や施設入居で求められる保証人の役割は場所により異なりますが、主に次のような役割が求められます。

### ..... 身元保証人の主な役割 .....

01

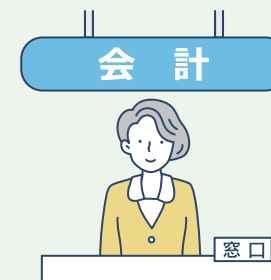
#### 緊急連絡先



危篤状態となったり、想定外のトラブルに直面したときに、病院や施設は身元保証人に連絡をとって対応を求めます。

02

#### 連帯保証人



本人が費用を払えない場合の、入院・手術費用や施設利用料の肩代わりです。「連帯保証人」として契約時に定めた極度額の範囲内で、費用の支払いを求めます。

03

#### 身柄の引き取り



本人が亡くなった場合などは身元保証人が本人の身柄を引き取ることを要求されます。

ただし、医療機関・介護保険施設等は、正当な理由なくサービス提供を拒否することはできず、入院・入所の際に、身元保証人等がないことのみを理由に入院・入所を拒むことは不適当であるとされています。

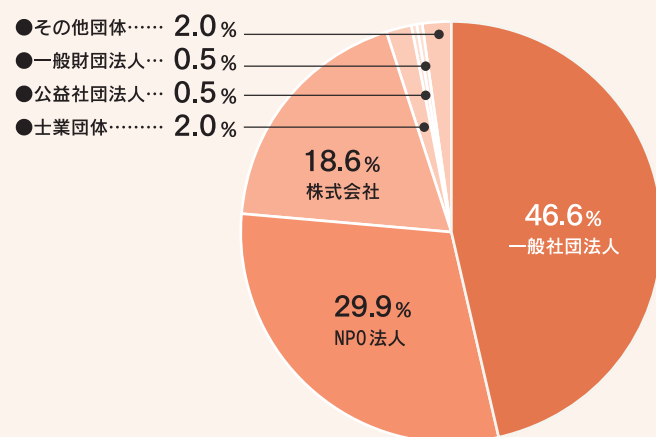


# 数字で見る身元保証

令和5年の総務省が公表した、「身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査」では、インターネット検索や聞き取りにより身元保証等高齢者サポートを行う事業者が412社リストアップされました(※)。この調査結果から、身元保証等高齢者サポートはどんな会社が提供している業界なのか、数字で見えていきましょう！

※うち協力を得られたのは204事業者

## 01 事業者の法人形態



1位 一般社団法人

2位 NPO法人

**一般社団法人やNPO法人が多いようです**

一般社団法人もNPO法人ともに非営利法人です。このふたつの大きな違いは、一般社団法人は基本的にどんな事業でも行えますが、NPO法人は「特定非営利活動促進法」で定められている特定非営利活動しか行えない点です。特定非営利活動の例を挙げると、環境保全や教育問題などの社会問題の解決を目指した活動です。身元保証サービスの提供は一般社団法人でもNPO法人でも行うことができ、法人の形態でどちらの方が良いということはありません。



## 02 運営母体

(単位：事業者)

| 業種                     | 事業者数       |
|------------------------|------------|
| 士業                     | 55 (27.0%) |
| 賃貸住宅や介護施設等への入所支援       | 33 (16.2%) |
| 介護サービス事業               | 25 (12.3%) |
| 葬儀                     | 14 (6.9%)  |
| 医療                     | 5 (2.5%)   |
| 不動産業                   | 5 (2.5%)   |
| 宗教法人                   | 4 (2.0%)   |
| 清掃業                    | 3 (1.5%)   |
| コンサルティング業              | 3 (1.5%)   |
| 家賃保証会社                 | 2 (1.0%)   |
| ボランティア団体等母体がないと思われる事業者 | 55 (27.0%) |
| 合計                     | 204 (100%) |



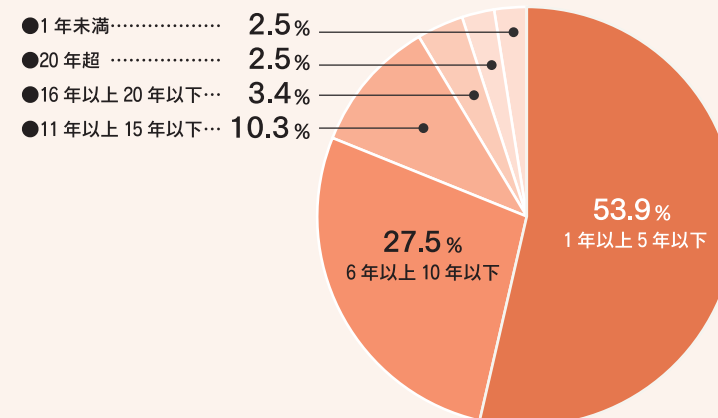
近年では、葬儀や医療などの業種からの参入も増えてきています。

士業の中には成年後見人の専門家として、高齢者などの財政管理や契約などを行っている資格者もいて、高齢者が抱える問題に明るい士業は多いです。それもあってか、身元保証サービスも司法書士や行政書士などの士業が母体となっているケースが最も多いようです。

身元保証や死後事務は契約で成立するので、

**法律に詳しい国家資格者が母体の方が安心ですね**

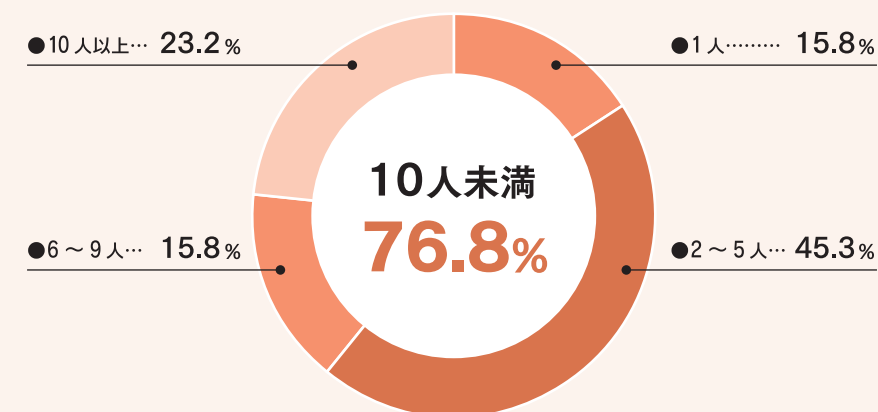
## 03 事業者の事業継続年数



**1年以上5年以下の事業者が最も多くみられました**



## 04 従事職員数の階層別の事業者数



**従業員数が10人未満の事業者が全体の約8割(146事業者)を占めています**

数字でみていくと、事業の継続年数が1年以上5年以下で、従業員規模も10人未満の事業者が多く、まだまだ歴史の浅い業界であることが読み取れると思います。一方で、そんな中でもすでに10年以上高齢者に向けてサービスを提供していたり、10名以上の従業員を抱える事業者もいます。

身元保証サービスに参入する事業者が増えてきていますから、身元保証会社を選ぶ際には、サービスの内容だけでなく、**事業の実績やサービスを実際に提供してくれる従業員数なども気にした方がいいかもしれませんね**。あまり小規模だと契約時に提案されたサービスが現実には提供が難しい場合も考えられるからです。



# トラブル事例で見る身元保証

事業者も増え、需要も増えた結果、消費者トラブルもたびたび報告されるようになりました。  
ここからは、身元保証会社と消費者の間で発生したトラブルの事例を見ていきます。

## CASE 01

### 契約するつもりがなかった サービスも含まれていた

前述したとおり、身元保証等高齢者サポートサービスには身元保証以外にもたくさんのサービスが付いていることが多いです。事業者によってサービスの内容や組み合わせはバラバラです。契約した後に、自分にとって必要がないサービスも含まれていることに気がつき、無駄を感じる方がいるようです。

ただ、今は不要でも将来は必要になる可能性もあるので、一概に無駄とはいえません。生涯に渡る契約になるので、契約前に数年先のことも考慮して、サービスや事業者を吟味しましょう。



## CASE 02

### 解約時の返金をめぐって トラブルになることがある

身元保証等高齢者サポートサービスは、生涯継続する契約が多く、途中で解約したくなるときにトラブルになるケースがあります。特に「預託金」などの返金をめぐってトラブルになりやすいです。事前の契約で取り決めはあるものの、大したサービスを受けていないのに、解約の時に戻ってきたお金が少なくて、不満となることがあるようです。

こちらも解約について契約時にしっかり確認してください。



#### CHECK!

#### 預託金とは？

預託金は、緊急時の対応や亡くなった後のこと（死後事務）を行なうために必要になるお金のことです。亡くなった後、ご本人が支払いや清算ができないため、事前に身元保証会社などがお金を預かって、備えておくためのお金です。



## 高齢者等終身サポート 事業者ガイドラインをチェック

前述の通り、身元保証などを行う民間事業者の高齢者サポート事業については必要性が高まる一方で、トラブルが起こることも出てきました。業界全体としても歴史が浅く、小規模な事業者が多い上に、直接監督する法制度がありません。この状況を整備するため、国が動き出した結果が、冒頭で述べた「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」なのです。

このガイドラインはインターネットで検索すればすぐに見つけることができます。ガイドラインには事業者を検討する際のヒントになるチェックリストが付けられていますので、それをこちらに記載しておきます。事業者ごとにサービスの内容や料金体系が違うため比較検討が簡単ではありませんが、ぜひお役立てください。

ガイドラインは  
右記のQRコード  
からご覧いただけ  
ます。



事業者選びの  
ヒントに！



## 高齢者等終身サポート事業者ガイドライン

| 項目    |    | 内容（◎：法令に根拠があるもの）                                   | チェック                     |
|-------|----|----------------------------------------------------|--------------------------|
| 契約の締結 | 1  | ○身元保証の内容と費用の取扱いが明らかになっている。                         | <input type="checkbox"/> |
|       | 2  | ○入退院時に行う対応が具体的に明らかになっている。                          | <input type="checkbox"/> |
|       | 3  | ○緊急時の連絡先や連絡方法が明らかになっている。                           | <input type="checkbox"/> |
|       | 4  | 死後事務 ○死後事務で行う内容と費用の取扱いが明らかになっている。                  | <input type="checkbox"/> |
|       | 5  | 日常生活支援 ○提供されるサービス内容と費用の取扱いが明らかになっている。              | <input type="checkbox"/> |
|       | 6  | 解約料 ◎解約料について適正な金額が設定されている。（消費者契約法第9条第1項第1号）        | <input type="checkbox"/> |
|       | 7  | 死因贈与等 ○契約時に死因贈与や寄附（贈与）を条件等とした契約を締結していない。（民法第90条参照） | <input type="checkbox"/> |
|       | 8  |                                                    | <input type="checkbox"/> |
|       | 9  | 判断能力の低下時 ○利用者の判断能力低下時の取扱いを定めている。                   | <input type="checkbox"/> |
|       | 10 | 預託金 ○預託金の額やその根拠について明らかになっている。                      | <input type="checkbox"/> |
|       | 11 |                                                    | <input type="checkbox"/> |

|        |    |         |                                                                                                       |                          |
|--------|----|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 契約の締結  | 12 | 勧誘方法    | ◎不当な方法による勧誘を行っていない。（消費者契約法第4条）<br>（不当な勧誘の例）<br>「契約を締結するまで、事務所から帰さない」<br>「『契約しないと生活が維持できなくなる』と不安を煽る」など | <input type="checkbox"/> |
|        | 13 | 契約時の説明等 | ○利用者の年齢、心身の状態、知識等に応じた適切な説明を行っている。                                                                     | <input type="checkbox"/> |
|        | 14 |         | ○契約に関する重要事項を説明し、その内容を利用者に書面（重要事項説明書）で交付している。                                                          | <input type="checkbox"/> |
|        | 15 |         | ○重要事項説明書には、少なくとも以下の項目が含まれている。                                                                         | <input type="checkbox"/> |
|        | 16 |         | ・契約者に提供するサービスの内容や費用、費用の支払方法                                                                           | <input type="checkbox"/> |
|        | 17 |         | ・契約するサービスの解除方法・事由や契約変更・解約時の返金の取扱い                                                                     | <input type="checkbox"/> |
|        | 18 |         | ○契約書を作成し、利用者に交付している。                                                                                  | <input type="checkbox"/> |
| 履行の提供  | 19 | サービス提供等 | ○サービス提供の時期、内容、費用等について、適時に記録の作成、保存をしている。                                                               | <input type="checkbox"/> |
|        | 20 |         | ○定期的な面談等により利用者の希望の把握や状況の把握を行っている。                                                                     | <input type="checkbox"/> |
|        | 21 |         | ○利用者の通帳・現金等を適切に管理し、支出内容等を利用者に適切に報告している。                                                               | <input type="checkbox"/> |
|        | 22 |         | ○利用者からの預託金について、事業者自身の運転資金等とは明確に区分して管理している。                                                            | <input type="checkbox"/> |
|        | 23 |         | ◎利用者が求めた際に、サービスの実施状況について報告している。（民法第645条）                                                              | <input type="checkbox"/> |
|        | 24 |         | ◎委任契約の終了後、利用者本人又は相続人に対し、その経過及び結果について報告している。（民法第645条）                                                  | <input type="checkbox"/> |
|        | 25 | 解約方法等   | ◎利用者の求めた際に、解約に必要な手順を伝えている。（消費者契約法第3条第1項第4号）                                                           | <input type="checkbox"/> |
|        | 26 |         | ○解約を申し入れた際に、解約を過度に制限する不当な説明をしていない。<br>（不当な説明の例）<br>「解約を考え直してくれないと困る」<br>「『解約すると生活が維持できなくなる』と不安を煽る」など  | <input type="checkbox"/> |
|        | 27 |         | ◎解約料の算定根拠の概要や、違約金等を設定した合理的理由を説明することができる。（消費者契約法第9条第2項）                                                | <input type="checkbox"/> |
| 事業者の体制 | 28 | 事業者の体制  | ○事業者に関する情報や提供しているサービス情報について、HPで公表されているなど、利用者が分かるようになっている。                                             | <input type="checkbox"/> |
|        | 29 |         | ○個人情報保護に関する取扱方針が定められている。                                                                              | <input type="checkbox"/> |
|        | 30 |         | ○利用者からの相談窓口が設置されており、連絡先が分かる。                                                                          | <input type="checkbox"/> |

2024年夏より  
ランチメニューが復活！

サラダも盛り盛り♪  
栄養バランスも  
ばっちり！

柔らかいお肉と生姜の香りが  
食欲をそそる満腹プレート

ポークジンジャープレート

ドリンクセット

会員 1,100円(税込)/一般1,300円(税込)

ドリンク・デザートセット

会員 1,500円(税込)/一般1,700円(税込)

ふわふわな生クリームが  
最高の組み合わせ♪

なめらかプリン

ドリンクセット

会員 700円(税込)/一般800円(税込)

お得なドリンクセット・デザートセットも  
ご用意しております。お近くにお越しの際は  
ぜひお立ち寄りください。

Instagram

PLUSBESTCAFE

〒970-8026 いわき市平字童子町4番地13

営 平 日 11:00~18:00 (L.O.17:00)  
ランチ 11:00~14:00

休 土曜日・日曜日・祝日 P 30台

プラスベストカフェいわき店

OPEN

プラスベストカフェ  
人気の定番メニュー！

第12回

健康オタク税理士の「日々是健康」

寒い日が続きますので体調に気を付けて過ごしたいですね。  
弊社の健康オタクこと、比佐税理士がおすすめする健康情報をご紹介します。

ベストファーム税理士法人  
税理士 比佐 善宣

▶ 寝るときに首元温めませんか？

睡眠時間が十分に取れない日もあるので、睡眠の質にこだわるようになってきました。  
今回は睡眠に関する情報をご紹介します。就寝前に首元を温めておくと、睡眠の質が高まることは  
ご存知でしょうか？交感神経が活発なままだと、脳が興奮状態だと寝つきにくくなりますが  
首元を温めることで、副交感神経の働きが良くなり脳がリラックスします。  
このリラックス効果によって睡眠の質も向上するようです。

寝る前にネックウォーマーをつけて首元を温めると効果的です。  
冬場はそのまま寝てしまいますが、寝返りをして布団や毛布がずれても首元は暖かいままなので  
ぐっすり眠れます。冬場に眠りが浅い方は、首元が冷えていることが原因かもしれませんので  
一度試してみたいはいかがでしょうか？

イラスト：寝る人

10

11